

これからの日本養豚

分部喜久男 (畜産局家畜生産課)

Wakebe, H. (1997). Japanese pig farms in the future. Proc. Jpn. Pig. Vet. Soc., 31 : 1 - 11

1 養豚情勢の変化

(1) 豚肉需給の変化

我が国の養豚は、食生活の多様化、高度化を背景に順調に発展を続け、我が国農業の基幹的部門に成長した。しかし、昭和50年代半ば以降は、豚肉需要の伸びが鈍化したことに伴い潜在的な過剰基調となったことから、需給の均衡を図るため自主的な計画生産が推進されることとなり、行政的にも計画生産に沿って諸施策が実施された。計画生産の推進母体として養豚経営安定推進会議が組織されたのもこの頃である。

ところが、その後、担い手不足、環境問題、価格の低迷等による生産基盤の脆弱化が進み、国内生産はその伸びが鈍化し、平成2年度以降は減少傾向に転じている。平成8年度の豚肉の国内生産量は88万4千トンとなっている。これはピークであった平成元年度の111万8千トンと比較すると、既に20%以上減少している(表1)。

一方、近年の豚肉消費は、輸入牛肉等との競合により昭和63年度以降年間一人当たりの消費量が11.4~5kgと伸びておらず(表2)、このため消費量全体は145万トン程度で横這い傾向となっている。

しかし、量的な変化はほとんどないものの、本物・良食味志向、健康・安全志向の高まりに伴い、量から質へと内容が変化するとともに、調理の簡便化志向等

を背景として加工・業務用需要が増大し、国内豚肉の消費の中心である家計消費が減少傾向にある等構造的変化が進展している。

更に、輸入については、円高の進展等により生産コストの内外格差が拡大する中で、価格が比較的安定していたこと、品質・規格の揃った部分肉を必要な時点で必要量確保しやすい等利便性が高かったこと、国産の減少を補う必要があったことから急増し、平成8年

表2 豚肉の年間一人当たり消費量 (純食料ベース、単位:kg)

| 年 度 | 消 費 量 |
|-----|-------|
| 45  | 5.3   |
| 50  | 7.3   |
| 55  | 9.6   |
| 58  | 9.6   |
| 59  | 9.7   |
| 60  | 10.3  |
| 61  | 10.7  |
| 62  | 11.2  |
| 63  | 11.4  |
| 元   | 11.5  |
| 2   | 11.5  |
| 3   | 11.5  |
| 4   | 11.5  |
| 5   | 11.4  |
| 6   | 11.5  |
| 7   | 11.4  |
| 8   | 11.5  |

資料:「食料需給表」農林水産省  
注1:7年度は速報値  
注2:8年度は畜産局推計

表1 豚肉需給の推移

(部分肉ベース、単位:千トン, %)

| 年 度       | 50             | 55              | 60             | 2               | 3               | 4               | 5               | 6              | 7               | 8              |
|-----------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 生 産 量     | 716<br>(▲6.6)  | 1,001<br>(▲2.4) | 1,091<br>(8.8) | 1,075<br>(▲3.8) | 1,026<br>(▲4.5) | 1,003<br>(▲2.3) | 1,006<br>(0.4)  | 964<br>(▲4.2)  | 909<br>(▲5.6)   | 884<br>(▲3.8)  |
| 輸 入 量     | 146<br>(192.0) | 145<br>(17.9)   | 190<br>(3.8)   | 342<br>(▲6.6)   | 442<br>(29.4)   | 467<br>(5.7)    | 455<br>(▲2.6)   | 503<br>(10.6)  | 535<br>(6.3)    | 663<br>(24.1)  |
| 推 出 回 り 量 | 833<br>(2.1)   | 1,152<br>(1.2)  | 1,269<br>(6.8) | 1,446<br>(0.0)  | 1,459<br>(0.9)  | 1,465<br>(0.4)  | 1,457<br>(▲0.6) | 1,468<br>(0.8) | 1,461<br>(▲0.5) | 1,481<br>(1.4) |
| 在 庫 増 減   | 29             | ▲6              | 13             | ▲29             | 9               | 5               | 4               | ▲2             | ▲17             | 66             |

資料:「食肉流通統計」、「日本貿易月表」、「食肉の保管状況調査」  
注1:在庫増減は、年度の期首在庫量に対する増減である。

度には66万3千トンに達し、その結果自給率は、60%を下回る水準まで低下している。

なお、ガット・ウルグアイ・ラウンド（UK）農業交渉においては、差額関税制度における基準輸入価格及び従価税率の段階的引き下げとともに、輸入が急増した場合にこれらを引き上げる緊急措置（セーフガード）が合意されたが（図1と2）、この緊急措置が7年度、8年度と連続して発動され、豚肉価格が上昇する等豚肉需給が不安定な状況となっており、改めて国内生産の確保が重要な課題となっている。

図1 豚肉の基準輸入価格及び従価税率（枝肉）  
（単位：円/kg, %）

| 年度<br>(西暦) | 平成7<br>(1995) | 8      | 9      | 10     | 11     | 12<br>(2000) |
|------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 基準輸入価格     | 460.01        | 450.02 | 440.06 | 429.71 | 419.79 | 409.90       |
| 従価税率       | 4.9           | 4.8    | 4.7    | 4.5    | 4.4    | 4.3          |

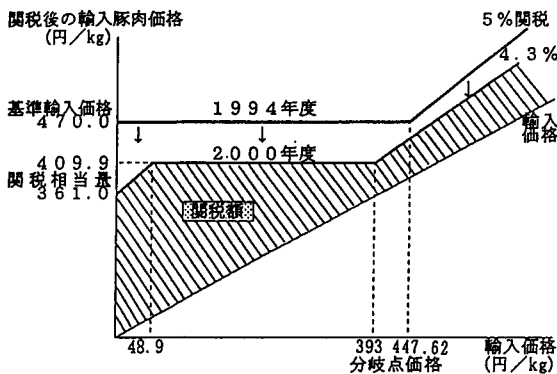
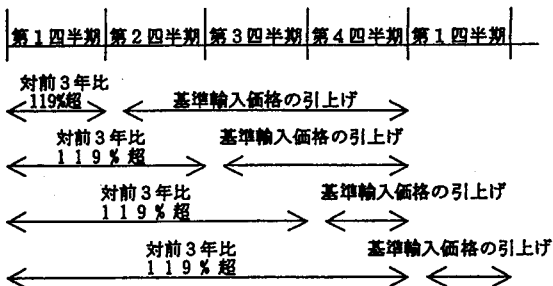


図2 豚肉の緊急措置発動時の基準輸入価格（枝肉）  
（単位：円/kg, %）

| 年度<br>(西暦) | 平成7<br>(1995) | 8      | 9      | 10     | 11     | 12<br>(2000) |
|------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 通常時        | 460.01        | 450.02 | 440.06 | 429.71 | 419.79 | 409.90       |
| 発動時        | 568.90        | 557.19 | 545.49 | 533.29 | 521.66 | 510.03       |

○緊急措置の発動例



(2) 養豚経営の動向

飼養戸数は、近年、中小規模層を中心として年率10%を超える大幅な減少が続いており、平成9年には1万4千戸と5年前（平成4年）の半数以下となっている（表3）。

これに対し飼養頭数は、平成元年までは経営中止農家の減少分を既存経営の規模拡大が上回る形で増加してきたが、平成2年以降は、環境問題等の影響により減少傾向に転じ、平成9年には981万頭と平成元年の1,187万頭と比較して約17%減少している。

なお、近年、養豚経営の収益性は比較的安定し、このことから飼養頭数減少の原因が単純なものでないことが推察されるところである。

一方、生産構造については、飼養頭数は減少傾向にあるものの戸数の減少のテンポがこれを上回って推移しているため、一貫して規模拡大が進展しており、一戸当たりの飼養頭数は、平成9年で681頭となっている。

また、肥育豚千頭以上層のシェアが、戸数で18.7%、頭数で66.3%を占めるに至っており、中でも二千頭以上層の頭数の伸びが高くなっている。

更に、一貫経営の占める割合も着実に伸びており、戸数で61.8%、頭数で86.0%（平成8年）となっている。

なお、生産基盤脆弱化の要因と考えられる環境問題については、混住化の進展、住民意識の高まりの中で、経営規模の拡大とふん尿還元農地の不足が原因となっており、豚については苦情発生件数が他畜種よりも多く、経営困難の原因となるなど深刻な状況となっている（図3及び表4）。

（社）中央畜産会の畜産関係者モニター調査においても、環境問題が戸数減少の大きな要因との回答が寄せられている。

2 養豚生産の今後の方向

UR農業合意に基づく基準輸入の段階的引き下げ等今後も国際化は一層進展すると考えられる中で、我が国養豚の維持・発展を図るためには、消費者ニーズに即した高品質な豚肉を低価格で提供することが重要であり、低コスト化の推進による収益性の確保とともに輸入豚肉に対する質的な優位性の確保が不可欠となっている。

このため、農林水産省は、平成7年に平成17年度を目標年次とする「農産物の需要と生産の長期見通し」

表3 養豚経営の動向

◎豚飼養戸数、頭数の推移

|             | 51年   | 56年    | 61年    | 元年     | (2年)   | 3年     | 4年     | 5年     | 6年     | (7年)   | 8年     | 9年    |
|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 豚飼養戸数(千戸)   | 195.6 | 126.7  | 74.2   | 50.2   | 43.4   | 36.0   | 29.9   | 25.3   | 22.1   | 18.8   | 16.0   | 14.4  |
| 対前年増減率(%)   | ▲12.4 | ▲10.3  | ▲10.7  | ▲12.7  | ▲13.5  | ▲17.1  | ▲16.9  | ▲15.4  | ▲12.6  | ▲14.9  | ▲14.9  | ▲10.0 |
| 子とり雌豚(千戸)   | 147.5 | 107.2  | 64.8   | 44.1   | 38.0   | 31.5   | 26.5   | 22.4   | 19.5   | 16.6   | 14.1   | 12.7  |
| 対前年増減率(%)   | ▲5.9  | ▲9.0   | ▲12.1  | ▲12.2  | ▲13.8  | ▲17.1  | ▲15.9  | ▲15.5  | ▲12.9  | ▲14.9  | ▲15.1  | ▲9.9  |
| 肥育豚(千戸)     | 101.5 | 67.0   | 44.0   | 31.9   | -      | 23.3   | 19.6   | 17.0   | 15.3   | -      | 11.8   | 10.8  |
| 対前年増減率(%)   | ▲17.3 | ▲8.8   | ▲5.6   | ▲8.9   | -      | ▲14.5* | ▲15.9  | ▲13.3  | ▲10.0  | -      | ▲12.2* | ▲8.5  |
| 総飼養頭数(千頭)   | 7,459 | 10,065 | 11,061 | 11,866 | 11,817 | 11,335 | 10,966 | 10,783 | 10,621 | 10,250 | 9,900  | 9,809 |
| 対前年増前率(%)   | ▲2.9  | 0.7    | 3.2    | 1.2    | ▲0.4   | ▲4.1   | ▲3.3   | ▲1.7   | ▲1.5   | ▲3.5   | ▲3.4   | ▲0.9  |
| 子とり雌雄頭数(千頭) | 959   | 1,171  | 1,202  | 1,214  | 1,182  | 1,111  | 1,061  | 1,043  | 1,008  | 970    | 941    | 932   |
| 対前年増減率(%)   | 5.2   | 1.6    | ▲2.0   | ▲1.2   | ▲2.6   | ▲6.0   | ▲4.5   | ▲1.7   | ▲3.4   | ▲3.8   | ▲3.0   | ▲1.0  |
| 1戸当たり豚全体    | 38.1  | 79.4   | 149.1  | 236.4  | 272.3  | 314.9  | 366.8  | 426.2  | 480.6  | 545.2  | 618.8  | 618.2 |
| 飼養頭数        | 6.5   | 10.9   | 18.5   | 27.5   | 31.1   | 35.3   | 40.0   | 46.6   | 51.7   | 58.4   | 66.8   | 73.4  |
| (頭)         | 肥育豚   | 59.1   | 128.6  | 227.9  | 345.0  | -      | 396.8  | 458.8  | 521.6  | 572.3  | -      | 694.4 |
|             |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 755.5 |

1. 飼養戸数は、小規模飼養層を中心に近年10%以上の割合で減少。9年には10.0%の減少。

2. 飼養頭数は、2年以降減少傾向。9年は鈍化。

3. 1戸当たり飼養頭数は、急速に増加。特に肥育部門において顕著。

資料：「畜産統計」但し、2年及び7年は「家畜の飼養動向」。(注) 1. \*：元年・6年比率換算。2. 昭和51年から平成元年までの肥育豚の1戸当たり飼養頭数は、肥育豚を飼養する農家1戸当たりの総飼養頭数である。3. 9年は速報値。

◎規模拡大の進展状況

|           | 51年  | 56年   | 61年   | 62年   | 63年   | 元年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    | 8年    | 9年    |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 肥育豚戸数(戸)  | 377  | 310   | 1,280 | 1,380 | 1,560 | 1,740 | 1,990 | 1,950 | 2,060 | 2,050 | 1,960 | 2,020 |
| 戸数シェア(%)  | 0.4  | 1.2   | 2.9   | 3.5   | 4.5   | 5.5   | 8.5   | 9.9   | 12.1  | 13.4  | 16.6  | 18.7  |
| 1,000頭以上層 | 902  | 2,020 | 3,405 | 3,846 | 4,418 | 4,848 | 5,431 | 5,537 | 5,848 | 5,983 | 6,013 | 6,119 |
| 頭数シェア(%)  | 15.0 | 23.4  | 34.0  | 37.1  | 41.1  | 44.1  | 51.3  | 53.9  | 57.9  | 59.8  | 64.4  | 66.3  |

資料：「畜産統計」(注) 9年は速報値。

◎一貫経営の進展状況

|           | 51年   | 56年   | 61年   | 62年   | 63年   | 元年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    | 8年    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一貫経営戸数(戸) | 38.5  | 37.5  | 30.0  | 27.7  | 25.1  | 22.5  | 17.7  | 15.3  | 13.4  | 12.3  | 9.7   |
| 戸数シェア(%)  | 19.7  | 29.8  | 40.8  | 42.9  | 44.0  | 45.3  | 49.7  | 51.9  | 53.8  | 56.7  | 61.8  |
| 頭数(千頭)    | 3,665 | 6,558 | 8,505 | 9,000 | 9,343 | 9,567 | 9,363 | 9,125 | 8,978 | 8,975 | 8,462 |
| 頭数シェア(%)  | 49.5  | 65.8  | 77.9  | 79.9  | 80.3  | 81.2  | 83.1  | 83.7  | 83.7  | 85.0  | 86.0  |

資料：「畜産統計」

4. 肥育豚1,000頭以上層のシェアは、毎年上昇しており、飼養規模の拡大は着実に進展している。

5. 一貫経営のシェアは、戸数・頭数とも着実に上昇。

図3 畜産経営に起因する苦情発生件数

◎ 畜産経営に起因する苦情件数は、昭和48年の12千件をピークに大幅に減少しているが、近年はその減少率が鈍化している。

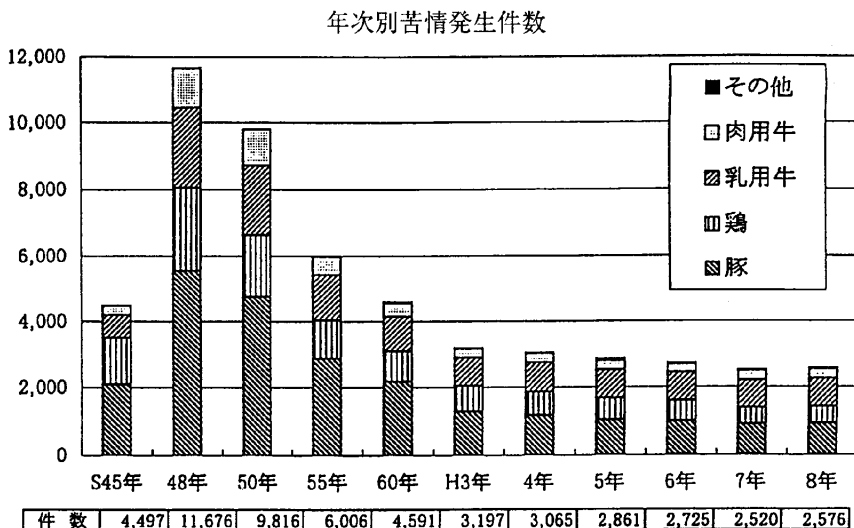


表4 畜産経営に起因する苦情発生件数（平成8年）

(単位：件、%)

| 区分  | 水質汚濁        | 悪臭関連          | 害虫発生        | その他         | 計             |
|-----|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|
| 豚   | 448 (45.4)  | 646 (39.4)    | 38 (15.0)   | 19 (17.8)   | 944 (36.7)    |
| 鶏   | 72 (7.3)    | 282 (17.2)    | 148 (58.2)  | 20 (18.7)   | 488 (18.9)    |
| 乳用牛 | 351 (35.6)  | 523 (31.9)    | 36 (14.2)   | 43 (40.2)   | 817 (31.7)    |
| 肉用牛 | 107 (10.8)  | 149 (9.1)     | 30 (11.8)   | 12 (11.2)   | 265 (10.3)    |
| その他 | 9 (0.9)     | 40 (2.4)      | 2 (0.8)     | 13 (12.1)   | 62 (2.4)      |
| 計   | 987 (100.0) | 1,640 (100.0) | 254 (100.0) | 107 (100.0) | 2,576 (100.0) |
| 構成比 | 38.3        | 63.6          | 9.9         | 4.2         |               |

資料：畜産局調べ（平成7年7月2日～平成8年7月1日）

注1：苦情内容別発生件数は、苦情内容が重複している場合を含む。

2：その他は、騒音等が主体である。

を閣議決定し（資料1）、その中で豚肉については、需要を今後も近年と同様の傾向が続くものと見込み、目標年次における一人当たりの純食料を現在と同水準の11～12kg、総需要量をやや増加の216～220万トンと見通している。

これに対し、国内生産については、国産豚肉の輸入品との差別化、生産コストの低減、適切な環境対策等の強力な推進を前提として、平成5年度と同水準の145万トンと減少傾向にある中で意欲的な目標を掲げ、この結果、輸入量を71～75万トン程度としている。

また、「農産物の需要と生産の長期見通し」と併せ、国内生産の技術的指標となる「家畜改良増殖目標」を

策定するとともに、養豚固有の課題について検討を行う「養豚問題検討会」を開催し、生産基盤の強化、流通・販売体制の強化、国産豚肉の消費拡大等の視点から、我が国の養豚経営が国際競争力を確保し、安定的に存立し続けるための必要条件及び養豚経営の展開方向等について検討を進め、報告書として取りまとめた。

「養豚問題検討会」報告書では（資料2）、今回の長期見通しを達成するため、各分野で引き続き強力な取り組みを必要としているが、これまでの養豚関係対策は、農家個々あるいは分野毎との取組が主であり、流通ロットが拡大している今日において事業効果を高めるためには、養豚農家の集団化、生産・流通の連携強

化など一体となった取組が不可欠であるとし、併せて今後の養豚振興の重要な要素として示唆された。

### 3 新たな養豚振興対策

このため、以上のような養豚情勢を踏まえるとともに、「家畜改良増殖目標」並びに「養豚問題検討会」報告書で示された技術指標及び今後の養豚振興方向を受け、平成8年度より新たな養豚振興対策として「養豚生産基盤強化対策事業」（資料3）、「地域養豚振興特別対策事業」（資料4）を実施している。

このうち、「養豚生産基盤強化対策事業」は、5戸以上の養豚農家とが集団としてまとまることによって一つの生産単位（生産集団）を形成し、集団的な取り組みによって生産基盤の強化を図り、国内生産の確保を図ることを目的としている。

これに対し、「地域養豚振興特別対策事業」は、養豚農家、関係団体等により地域的な養豚集団を形成し、豚肉の生産・流通に係わる団体、機関等が一致協力して、地域単位で養豚振興を図ることを目的としている。

しかしながら、両事業とも事業の実施単位となる集団（生産集団、養豚集団）が、地域の実情をふまえた、あるいは地域の特色を生かした養豚振興対策を集団活動の中で予め定められているこれまでの対策とは趣が異なる自由度の高い事業となっている。

また、養豚農家の集団化や生産・流通の連携強化等一体となった取組を基本としており、「養豚問題検討会」の報告に沿った内容となっている。

地域によって気候風土や食文化は異なっており、一口に養豚といっても地域により置かれている状況は異なっている。養豚振興を図るためには、地域の特色を生かすことが必要であり、地域の創意工夫、アイデアが不可欠である。そのような意味からも自由度の高い両事業を活用し、養豚振興を図られることを期待する次第である。

なお、アンケート調査によれば、消費者は国産豚肉に対しておいしくて安全と回答しており、愛着を感じ続けている。食品の安全性が厳しく求められる時代であるが、今後も豚肉需要は現在と同水準が見込まれるところであり、消費者のこのような意識を大切に養豚に取り組むことが、養豚振興を図る上で不可欠であり、基本であると考えられる。

## 資料1 農産物の需要と生産の長期見通し

## 豚肉

## 1 需要

総需要量 H5年度：208万豚→H7年度：216～220万トン程度

1人当たり純食料 H5年度11.4kg→H7年度：11～12kg程度

豚肉の需要は、牛肉との競合等により、近年、伸びが停滞している。

今後の豚肉需要は、近年の傾向が続くものと見込み、横ばいしないしわずかに増加するものと見通す。消費形態別には、加工用はわずかな伸びが見込まれるものの、家計消費は他の食肉との競合等から減少するものと見通す。

## 2 生産

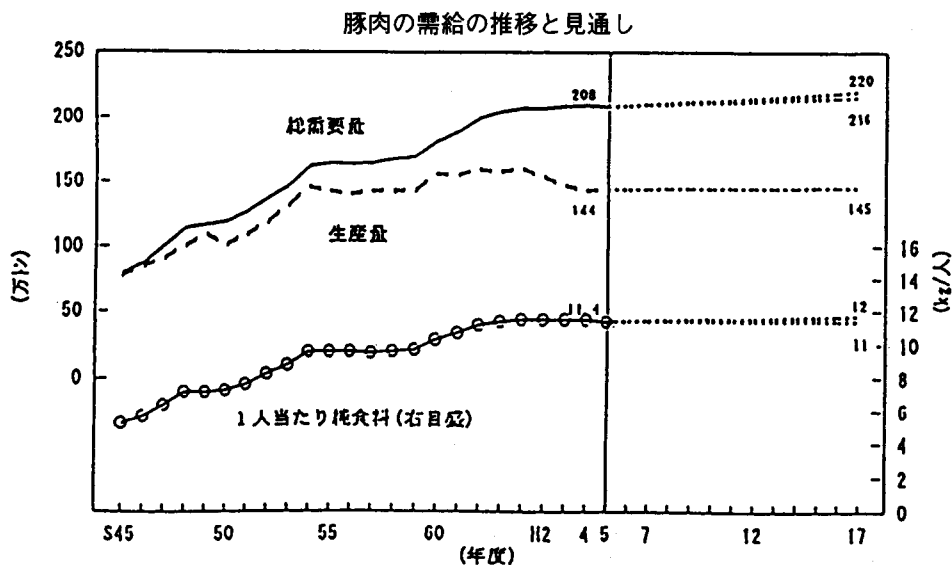
生産量 H5年度：144万トン→H7年度：145万トン程度

総飼養等数 H5年度：1,062万頭→H7年度：1,031万頭程度

国産豚肉の輸入品との差別化、生産コストの低減、畜産環境対策の推進等を前提に、現状程度の水準が維持されるものと見込む。

## 3 輸入

輸入量 H5年度：65万トン→H7年度：71～75万トン程度



## 豚の飼養頭数及び1頭当たり枝肉重量の推移と見通し

(単位：千頭、kg)

|                  | 平成元年度  | 2      | 3      | 4      | 5      | 17年度    |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 飼養頭数             | 11,817 | 11,335 | 10,966 | 10,783 | 10,621 | 1,031万頭 |
| 肥育豚1頭<br>当たり枝肉重量 | 71.7   | 72.4   | 72.6   | 72.7   | 72.4   | 72.4    |
| 出荷頭数             | 21,444 | 20,621 | 19,620 | 19,118 | 19,168 | 1,939万頭 |

資料：農林水産省「畜産統計」、「畜産物生産費調査」、「食肉流通統計」

## 資料2 養豚問題検討会の報告書の概要について

平成8年2月  
農林水産省畜産局

我が国養豚は、UR合意の実施等国際化の一層の推進、生産基盤の脆弱化、豚肉消費の停滞等厳しい環境の下にある。

このような情勢の中で、我が国養豚の今後の安定的発展を図るため、有識者からなる「養豚問題検討会」を平成7年6月から6回にわたり開催し、今後の施策の展開方向について意見交換を行い、今般、その内容を報告書として取りまとめることとした。

その概要は以下の通りである。

## 1 養豚を巡る情勢

- (1) 我が国養豚は、食生活の多様化、高度化を背景に順調に発展し、我が国農業の基幹部門に成長（飼養頭数：昭和45年→平成2年で約2倍）
- (2) 昭和50年代半ばから潜在的な過剰基調となり、自主的な計画生産を推進  
近年は、担い手不足、環境問題の深刻化等により、生産基盤が脆弱化し、生産量は減少傾向（平成元年度160万t→5年度144万t）
- (3) 近年の豚肉消費は、停滞傾向で推移し、その中で本物・良食味志向、健康・安全志向が高まるとともに、加工・業務用需要の拡大等質的变化が進展  
輸入豚肉については、価格が比較的安定し、利便性が相対的に高いことから、輸入量が増加
- (4) UR農業合意の下で、基準輸入価格等は年々引き下げられることとなったが、差額関税制度の機能を維持するとともに、新たに緊急措置を確保（初年度に当たる平成7年度において緊急措置を発動）  
今後、需給の安定のため、国内生産基盤の整備が急務）

## 2 豚肉の需要と生産の長期見通し

- (1) 豚肉の1人当たり消費量は、今後ともほぼ横ばいで推移し、平成17年度においては11～12kg程度、総需要量はやや増加し、216～220万t程度
- (2) 国内生産量については、近年の趨勢から見れば、かなりの減少と見通されるが、輸入品との差別化、生産コストの低減、環境対策の充実等の対策を推進することにより、現在とほぼ同水準の145万t程度を維持することを目標

## 3 今後の対応方向

この長期見通しを達成するためには、以下の対応が不可欠であり、関係者が一体となって取り組むことが重要。

## (1) 生産分野

## ① 生産基盤の強化

「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者制度の活用等による中核的経営の規模の円滑な拡大（繁殖雌豚飼養頭数：現在95頭→150～200頭）、経営管理技術の向上等

## ② 担い手の確保

生産コストの低減等による他産業並みの所得の確保、省力管理技術の導入等によるゆとりの確保、環境保全対策等による地域社会と調和しうる経営環境の整備、生産者間のネットワークの強化等

## ③ 生産技術の向上

育種改良の推進、先進技術の導入による飼養管理技術の高位平準化

## ④ 生産コストの低減（現状の7～8割程度を目標）

経営管理、飼養管理技術の向上と併せ、飼料の製造・流通コストの低減、衛生管理の徹底による薬品費の低減、省力管理による労働費の低減等

加えて、配合飼料に関する点数制度の見直し、承認不要動物用医薬品等の範囲の拡大、建築基準法等の合理的運用、畜舎用地等の固定資産税についての適正評価等

⑤ 肉質に重点をおいた育種改良等による品質の向上

日本人の嗜好に合った高品質豚肉を生産し、輸入豚肉に対する優位性を確保等

⑥ 環境対策の推進

低コスト処理技術の開発・普及、飼養管理の改善等による畜舎汚水量の低減、耕種経営との連携強化等

(2) 処理・流通分野

① 食肉処理施設の近代化・合理化、部分肉流通体制の整備

都道府県あるいはブロックの単位とした食肉処理施設の配置の適正化と集約化、品質管理及び衛生管理の徹底等

② 需給及び価格の安定

豚肉輸入の増大、部位別の需給不均衡や価格変動に対応し、生産と流通の連携強化による定質かつ安定的な生産出荷体制の確立と需要に応じた安定的な輸入の推進、地域肉豚生産安定基金の活用等

(3) 消費分野

① ニーズの多様化への対応

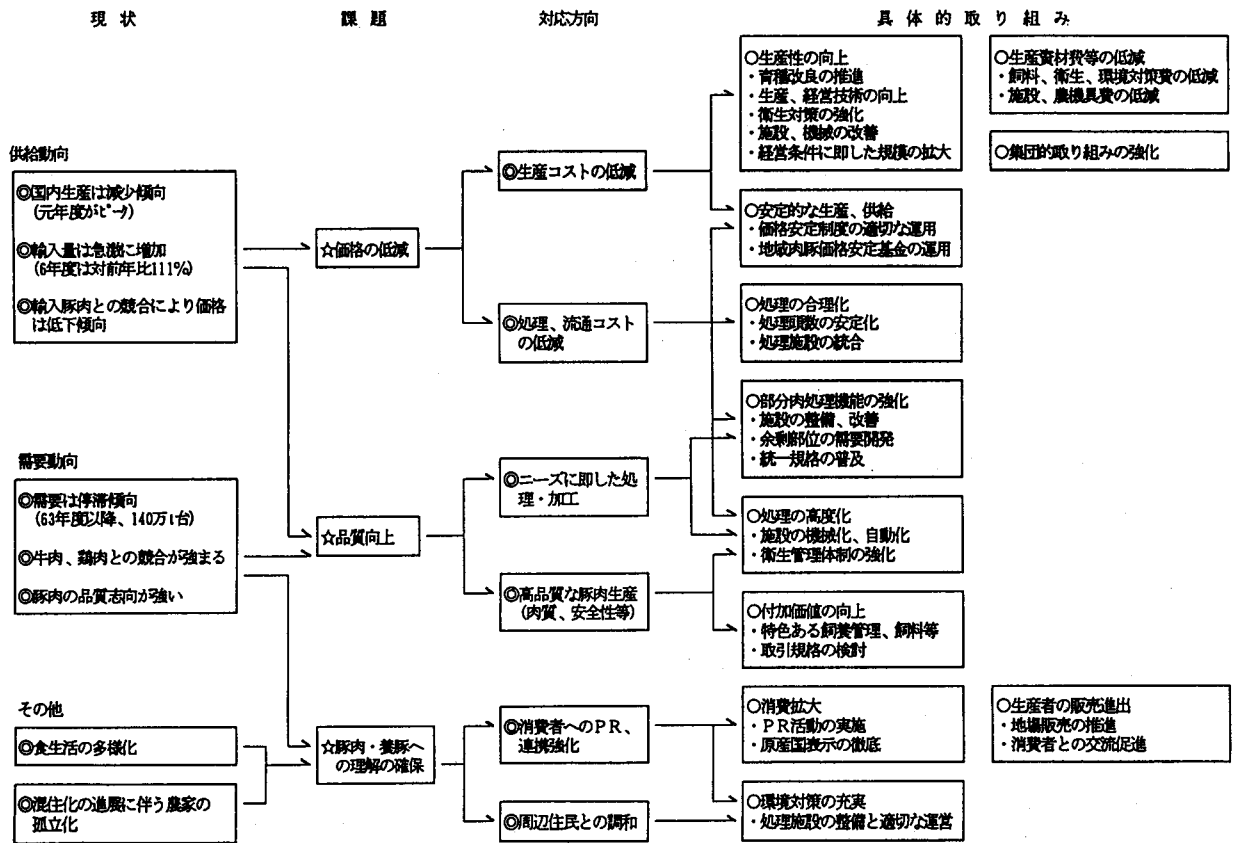
集団的な取組による流通・小売ロット等に合わせた定規格・定量での豚肉供給体制の確立、適正表示の徹底等

② 消費拡大

国産豚肉に関する情報の提供及びPR活動の実施、新製品の開発による新たな需要の喚起等



国内生産の展開方向



養豚経営（一貫経営）の経営試算

養豚経営については、主たる経営形態が一貫経営であることから、一貫経営における経営試算を行った。

経営類型としては、規模拡大による生産性の向上及び経営の健全性の確保並びに適切な環境対策の必要性に着目して、指標を設定した。

| 区 分               | 都市近郊    | ふん尿還元条件に恵まれた地域 |         |
|-------------------|---------|----------------|---------|
| <b>経営規模</b>       |         |                |         |
| 繁殖雌豚平均産肉数 (頭)     | 150頭    | 150頭           | 200頭    |
| <b>労働力</b>        |         |                |         |
| 年間総労働時間 (時間)      | 6,666時間 | 6,666時間        | 8,484時間 |
| 家族労働者 (人)         | 3.2人    | 3.2人           | 3.2人    |
| 雇用 (人)            | 0.3人    | 0.3人           | 1.3人    |
| <b>生産技術</b>       |         |                |         |
| 1 腹当たりの生産頭数 (頭)   | 10.8頭   |                |         |
| 1 腹当たり分娩回数 (回)    | 2.1回    | 〃              | 〃       |
| 1 腹当たりの年間出荷頭数 (頭) | 20.2頭   |                |         |
| <b>労働時間</b>       |         |                |         |
| 肥育豚1頭当たり労働時間 (時間) | 2.2時間   | 2.2時間          | 2.1時間   |
| <b>生産コスト</b>      |         |                |         |
| 肥育豚1頭当たり費用合計 (円)  | 22,506円 | 21,685円        | 20,947円 |
| <b>(参考)</b>       |         |                |         |
| 1戸当たり年間出荷頭数 (頭)   | 3,030頭  | 3,030頭         | 4,040頭  |

## 資料3 養豚生産基盤強化対策事業

1,022百万円

## 1 事業目的

- (1) 近年、我が国の養豚は、担い手不足、環境問題等により生産基盤が脆弱化し、今後、UR合意による基準輸入価格の段階的な引下げ等による国際化の一層の進展等厳しい環境下にある。
- (2) また、豚肉流通においては、ロットの大規模化が進展するとともに、品質・規格の均一化、供給量の周年安定化等が強く求められるようになっており、生産と処理が一体となった供給体制の確立が課題となっている。
- (3) このため、経営体の集団化による生産規模の拡大を図るとともに、集団を核として、①飼養管理の技術の高位平準化による生産性の向上、②同一系統の種豚の導入等による品質・規格の均一化、③衛生対策の徹底による品質の向上、④人工受精等の活用による労働の平準化等を推進し、生産性の向上、④人工受精等の活用による労働の平準化等を推進し、生産性の向上、品質・規格の統一、処理・流通センターへの安定的な供給を確保するものとする。

## 2 事業の内容

## (1) 養豚生産基盤強化推進事業

生産基盤強化のための中央及び地方での推進会議の開催、経営動向等の調査、技術成績の全国的な収集・分析・指導及び技術者等の養成

## (2) 養豚生産集団確立事業

## ① 地域生産集団育成

養豚の生産性向上、品質・規格の統一、安定供給体制の確立を図るため、生産基盤となる集団の育成推進会議、技術向上研修会の開催

## ② 地域生産基盤整備

## ア 生産性向上

パソコン等を用いた飼養成績の迅速な分析・フィードバックによる飼料管理技術の高位平準化

## イ 品質・規格の統一

同一系統の種豚の導入等による品質・規格の均一化

## ウ 衛生管理向上

衛生管理プランの作成等による衛生管理水準の向上

## エ 週単位・旬単位での労働の平準化

週単位生産管理方式、人工受精技術の導入による労働の平準化

## オ 周辺環境への影響調査

悪臭成分、粉塵及び排水中のBOD等についての継続的な平準化

## 3 事業実施主体 中央団体、農協、営農集団等

## 4 所要額（補助率）

1,022百万円（定額）

〔担当課：家畜生産課〕

## 資料4 地域養豚振興特別対策事業

## 1 事業の目的

近年、国内の豚肉生産量は毎年5%近くの減少を続けるなど、国内養豚の生産基盤の脆弱化が急速に進行している中で、国内生産の減少を上回る勢いで豚肉の輸入が増加しており、7年度に引き続き8年度においてもUR農業合意による関税の緊急措置の発動に至る事態となっている。

今後、UR農業合意に基づき基準輸入価格が段階的に引下げられる中で、国内の豚肉の需給と価格の安定を確保するとともに、食肉の処理、加工等関連産業の経営を維持していくためには、さらに国内の豚肉生産体制を抜本的に強化し、生産を維持・増進するとともに、基準輸入価格の低下に見合った生産性の向上を実現していくことが不可欠である。

このため、各地域において、豚肉の生産・流通に係わる組織、機関等が一致協力して取り組む、肉豚の生産振興・生産性向上のための多様な活動を積極的に支援することとする。

## 2 事業の内容

## (1) 養豚振興体制推進指導事業

中央段階において、(2)の事業の円滑な推進を図るための検討会、全国会議等を開催する。

## (2) 地域養豚振興基金造成事業

都道府県段階において、地域養豚集団等が自らが基金を造成し、次の事業を行う場合、当該基金に対して資金援助を行う。

## ① 地域養豚振興体制推進指導事業

都道府県段階において、肉豚の生産振興、安定的な生産・流通体系の確立を図るための計画等を作成する検討会を開催する。

## ② 地域養豚振興体制促進事業

ア. 肉豚の生産振興・生産効率の改善に資する器具・資材・簡易施設の整備

イ. 地域的な肉豚の銘柄化の促進

ウ. 高付加価値豚肉の産直体制の確立

エ. 需給緩和時に力点を置いた豚肉の地場消費の促進

オ. その他地域養豚の振興に資する対策

## 3 事業実施主体 (社)全国養豚協会、都道府県団体等

## 4 所要額(補助率) 1,000百万円(定額)

(担当課：食肉鶏卵課)

第52回日本豚病研究会研究集会発表

住所：〒100 千代田区霞が関1-2-1